

# 土木設計業務等変更ガイドライン

香川県 土木部  
令和5年4月

# 目次

1. はじめに.....	1
(1) ガイドライン策定の目的	
(2) 発注者及び受注者の留意事項	
2. 設計変更の対象となり得るケース.....	2
(1) 条件変更等の場合の手続き	
(2) 設計図書等の変更の場合の手続き	
(3) 業務の中止の場合の手続き	
(4) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き	
(5) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	
3. 設計変更の対象とならないケース.....	9
4. 設計変更の手続きフロー.....	10
 <b>【参考資料】</b>	
・香川県土木設計業務等委託契約約款.....	11
・香川県測量・調査・設計業務等共通仕様書.....	15
・ワンデーレスポンスの実施.....	18

# 1. はじめに

## (1) ガイドライン策定の目的

公共工事に関する土木設計業務等は、多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものであり、業務の過程において、当初契約時に予見できない事態に備え、発注者はその前提条件を明示して、設計図書の変更の円滑化を図る必要がある。

本ガイドラインは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正）」に定める発注者の責務を果たすため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的としている。

## (2) 発注者及び受注者の留意事項

### 【受発注者共通の留意事項】

- ① 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について確認を行う。
- ② 受発注者は、業務工程を共有するとともに、業務の実施に当たっては、速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- ③ 受発注者は、設計条件等の確認で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて設計図書の変更を行う。

### 【発注者の留意事項】

- ① 発注者は、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。  
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- ② 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続きの遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- ③ 発注者は、必要な業務の条件（基本的な計画条件、関係機関との調整実施状況、必要に応じて維持管理に係る条件等）を明示した仕様書等を適切に作成する必要がある。

### 【受注者の留意事項】

- ① 受注者は、入札時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には質問をすることが重要である。
- ② 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、業務を進めることが重要である。

## 2. 設計変更の対象となり得るケース

### 【基本事項】

下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

- ① 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続きの遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- ③ 所定の手続き（約款第 17 条～第 24 条、共通仕様書第 1121 条～第 1124 条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- ④ 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- ⑤ 受注者の責によらない履行期間の延長期又は短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

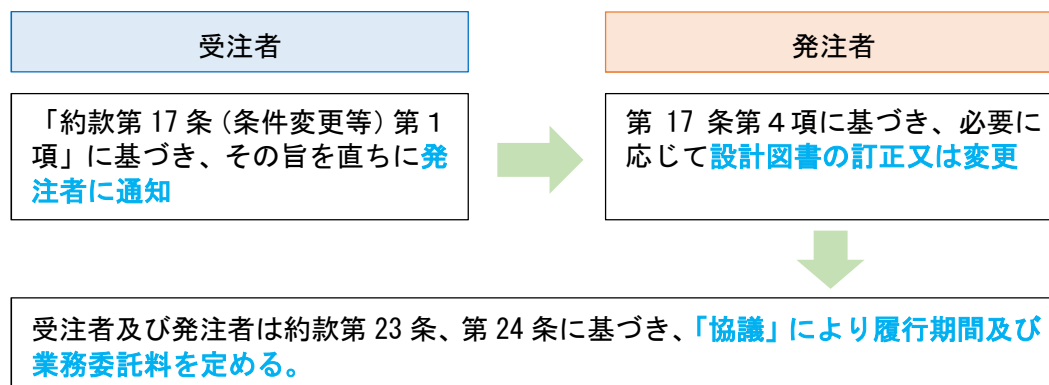
### 【留意事項】

設計図書の変更・指示にあたっては、下記の事項に留意する。

- ① 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- ② 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。  
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- ③ 設計図書の変更の手続きは、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。

(1) 条件変更等の場合の手続き（約款第 17 条第 1 項）

受注者は、業務を行うに当たり、次のいずれかに該当する事実を発見した場合には、その旨を直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行う。



① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（第 1 号）

② 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（第 2 号）

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点が発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には、設計図書を訂正する必要がある。

例 1) 貸与された資料を確認したところ、設計数量に誤りがあった。

2) 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。

3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関との協議資料に関する条件明示がなかった。

③ 設計図書の表示が明確でない場合（第 3 号）

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたって、どのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

例 1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない。

2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。

3) 既設計で記載されているはずの座標値が、設計図に未記入だった。

4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

④ 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違する場合  
(第4号)

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

例1) 現地の地形や地質条件が、既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。

2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。

3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。

4) 予定していた関係機関との行政手続き時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。

5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。

6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関との協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。

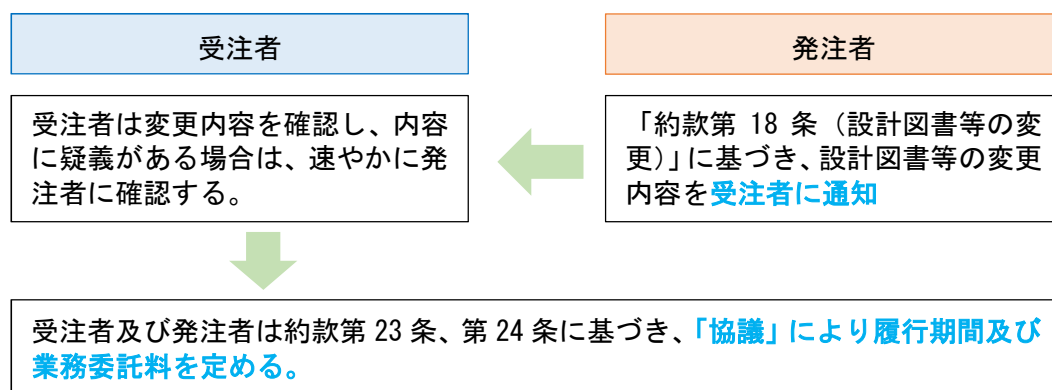
7) その他、新たな制約等が発生した場合

⑤ 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 (第5号)

(2) 設計図書等の変更の場合の手続き (約款第 18 条)

発注者は、住民要望、周辺環境等の条件を十分に検討した上で業務を発注しているが、発注後の状況の変化により、設計図書又は業務に関する指示 (以下、「設計図書等」という。) を変更せざるを得ない事態が生じる場合がある。

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書等の変更内容を受注者に通知して、設計図書等の変更を行う。



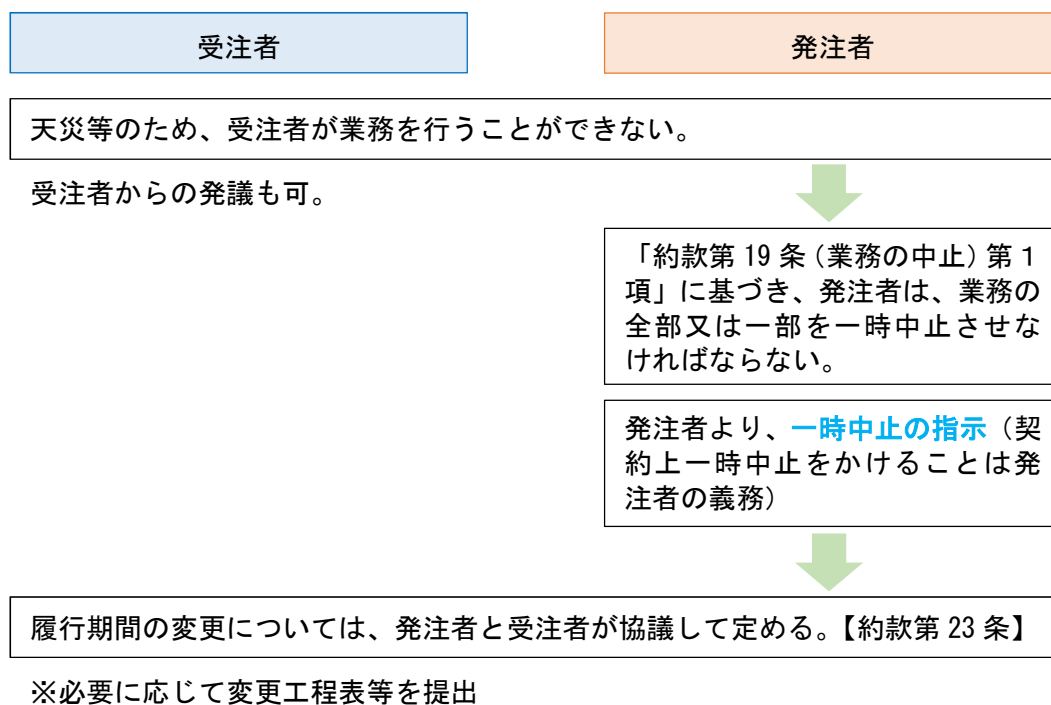
例 1) 設計図書に明示された条件について、検討範囲や数量を変更することとなった。

2) 契約後に判明した事象により、設計図書に明示された検討業務等について、やむを得ず業務内容や業務遂行条件の変更を行う必要が生じた。

3) 設計図書に明示していない検討業務や要求する成果品が追加になった。

(3) 業務の中止の場合の手続き（約款第 19 条、共通仕様書第 1124 条）

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責めに帰すことができない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、約款に規定されている場合に限る）。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。



例 1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。

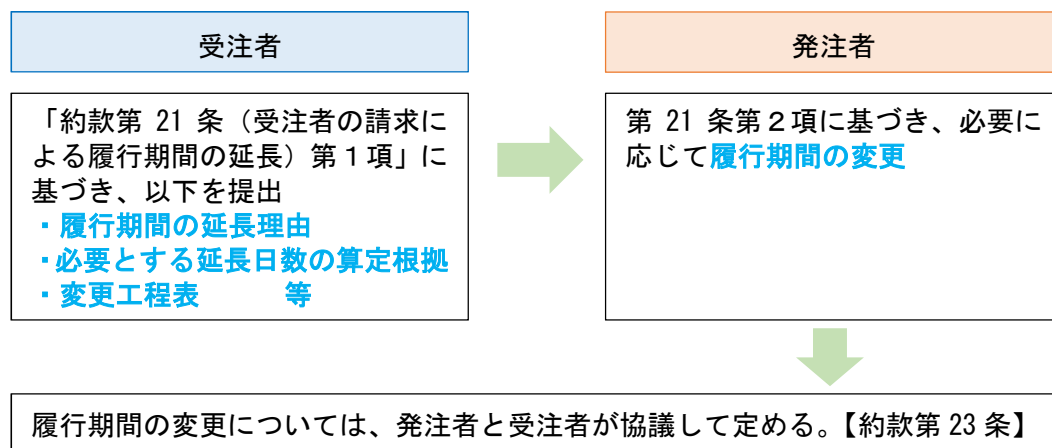
3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。



(4) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き(約款第 21 条、共通仕様書第 1123 条)

受注者の責めに帰すことができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行う。



例 1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

(5) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの（共通仕様書第 1105 条）

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

① 「設計図書の点検」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲は、以下が想定される。

- ◆ 設計図書の内容に係る整合性がとられているかどうかの確認
  - ・ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容の整合確認
- ◆ 設計図書に記載の作業現場の状態・履行条件の確認
  - ・ 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか
  - ・ 設計図書と現地が整合しているか
  - ・ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか
  - ・ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか
  - ・ 業務条件確定のための関係機関との協議が実施済みか、もしくは実施済み内容が明示されているか

② 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

「設計図書の点検」の範囲を超えるものとしては、以下が想定され、この場合には、発注者がその費用を負担する。

- ・ 応力計算を伴う既存成果の照査
- ・ 関係機関との協議結果と既存成果の照査
- ・ 設計計算と図面（配筋図等）の照査

例 1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合

2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合

3) 過年度の関係機関との協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

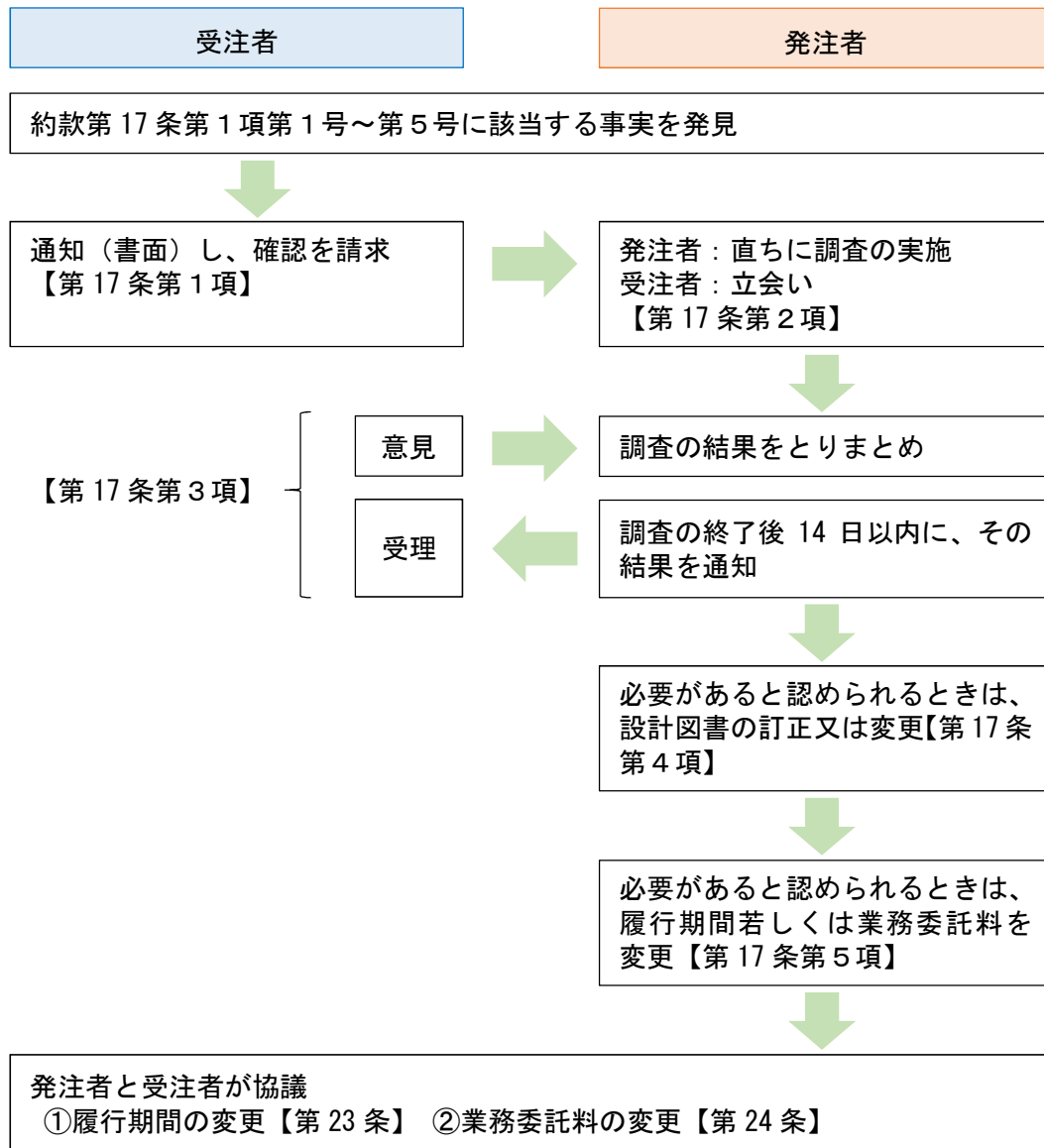
### 3. 設計変更の対象とならないケース

#### 【基本事項】

下記のような場合においては、原則として約款第 23 条及び第 24 条の変更ができない。  
ただし、約款第 25 条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- ③ 約款・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（約款第 17 条～第 24 条、共通仕様書第 1121 条～第 1124 条）
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

## 4. 設計変更の手続きフロー



【参考資料】

香川県土木設計業務等委託契約約款（関係条項抜粋）

（改正令和2年3月31日告示第106号）

（総則）

**第1条** 発注者及び受注者は、契約書記載の業務の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

**第2条** この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（土地への立入り）

**第12条** 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（履行報告）

**第14条** 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（条件変更等）

**第17条** 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- （1） 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- （2） 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- （3） 設計図書の表示が明確でないこと。
- （4） 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- （5） 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（設計図書等の変更）**

**第 18 条** 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 20 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（業務の中止）**

**第 19 条** 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（第 28 条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **（業務に係る受注者の提案）**

**第 20 条** 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

#### **(適正な履行期間の設定)**

**第 20 条の 2** 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### **(受注者の請求による履行期間の延長)**

- 第 21 条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。
  - 3 発注者は、前項の履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において、業務委託料について必要と認められるときは変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(発注者の請求による履行期間の短縮等)**

- 第 22 条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(履行期間の変更方法)**

- 第 23 条** 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **(業務委託料の変更方法等)**

- 第 24 条** 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

**(臨機の措置)**

- 第 25 条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。



**第 1 編 共通編 第 1 章 総則**

**第 1103 条 受発注者の責務**

**※測量業務 第 103 条、地質調査業務 第 103 条**

受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

**第 1105 条 設計図書の支給及び点検**

**※測量業務 第 107 条、地質調査業務 第 106 条**

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

**第 1111 条 打合せ等**

**※測量業務 第 112 条、地質調査業務 第 112 条**

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議するものとする。
4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※ に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

## 第 1121 条 条件変更等

### ※測量業務 第 122 条、地質調査業務 第 122 条

1. 約款第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第 28 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して約款第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

## 第 1122 条 契約変更

### ※測量業務 第 123 条、地質調査業務 第 123 条

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (4) 約款第 29 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第 1121 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

## 第 1123 条 履行期間の変更

### ※測量業務 第 124 条、地質調査業務 第 124 条

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、約款第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 約款第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

## 第 1124 条 一時中止

### ※測量業務 第 125 条、地質調査業務 第 125 条

1. 約款第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1133 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合

(4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

## 第 1133 条 臨機の措置

### ※測量業務 第 134 条、地質調査業務 第 134 条

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

## 第 1134 条 履行報告

### ※測量業務 第 135 条、地質調査業務 第 135 条

受注者は、約款第 14 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。

## ワンデーレスポンスの実施

### (1) 目的

現場に密着したより良い設計成果をより迅速に作成することで、適正な工期を確保し、地元住民との信頼回復などにつなげることを目的とする。

なお、ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議等に対する指示、通知を、基本的には「その日のうち」に回答することである。「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者間で調整のうえ、回答日を通知するなど何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

### (2) 実施方法

#### ① 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する。

#### ② 連絡体制

ア 受注者からの協議、承諾、確認など（以下協議等という）に対する回答は、「その日のうち」に実施するものとする。

イ 「その日のうち」とは、受注者からの協議開始より24時間以内に回答するものとする。ただし、土・日等の閉庁日を除く。

ウ 調査職員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

エ 調査職員で措置できない内容の場合は、主任調査職員等に報告・相談し、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

オ 発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査が必要なものなど）は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。

カ 通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。

キ 回答及び回答日の通知は、書面により行うものとする。

ク 「その日のうち」の回答が主任調査職員及び調査職員の不在などにより困難な場合は、電話、電子メール等の媒体を活用し、回答日を通知することも可とする。なお、後日、書面により回答日を通知するものとする。

#### ③ 実施における留意点

ワンデーレスポンスの実施には、「受発注者間の意思疎通が円滑化し、現場に密着したよりよい成果を迅速に作成する」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

**【受注者】**

- ・ 現地踏査をより慎重に行う。
- ・ 業務計画に基づいて適正な計画工程を作成し、業務の先々を予見しながら履行するものとする。
- ・ 受注者は業務履行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて調査職員に報告するものとする。

**【発注者】**

- ・ 業務発注にあたり、業務内容や関係機関との協議の進捗状況等、計画工程に反映できるように出来るだけ詳細に条件明示する。
- ・ 業務の履行状況を常に把握し、問題点を事前に把握する